

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月28日現在

機関番号：32695

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H07195

研究課題名（和文）中国官僚社会の特質とその変容 近代初頭における罰則規定と人事査定を中心に

研究課題名（英文）Study of the Chinese Bureaucratic society in late Qing dynasty

研究代表者

水盛 涼一（MIZUMORI, Ryohichi）

多摩大学・経営情報学部・准教授

研究者番号：20645816

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、中国社会の根幹をなす官僚制度の維持につき、基層・中級官僚への人事査定や懲罰から迫った。まず清朝（1616年～1912年）につき、従来未検討のまま措かれてきた中央政府や地方官庁による資料群の博捜を目指した。なおその分析の格好の対象として、アヘン吸引など官僚の寛怠に対する人事査定処分を追った。なお申請当初の予定どおり現代中国との対比を行うべく、現代の政治的宣伝や教育活動そして人事査定に関する調査を行った。その過程では過去20年にわたるスローガンの変化や教育活動について日本未将来の書籍を集め各機関紙を通読し人事査定記事を収集した。なおそれぞれにつき学会発表や論文作成を行っている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現在いわゆる“明清史”と総称される研究分野では、清朝の内陸アジア的性格を重視する研究が多数を占め、明朝と清朝の不連続を強調する傾向が強い。ただしその多くは乾隆（1736年～1795年）に至る清朝前半期の満蒙の王公や旗人官僚の特異性を論じる。しかし清朝後半期に関する研究は少なく、また基層・中級官僚の追跡は困難であった。本研究は申請者の既存の研究成果の延長線上にあり、研究史の空白を補うものであり、さらに多様な清朝の実態を見いだしたものと信じる。なお対比調査を行った現代中国の官僚人事査定では、歴史時代と相似をなす政権の政策方針を確認することができた。

研究成果の概要（英文）：In this study, we are focusing for the maintenance of the bureaucracy, base on human resource assessment and penalty for middle-level and street-level bureaucrats. In the Qing Dynasty (1616-1912), we collected archives of the central government and local government agencies. And, as a good target of the analysis, we pursued personnel penalty for bureaucrats such as opium aspiration. And about modern China, we research on political publicity, educational activities and human resource assessment. In the process, we collected books about the changing Political Advertising Slogans and educational activities over the past 20 years, through the official newspaper of various agencies, and collected human resource assessment articles.

研究分野：中国史

キーワード：官僚制度 地方行政 地方財政 人事査定 アヘン嗜好 地域社会 地方官僚社会 近代化

### 1. 研究開始当初の背景

本研究の代表者は、2005年より一貫して近代中国における官僚機構の構造分析を進めてきた。その主要な分析対象は**清朝後期**(1850年~1912年)における中央・地方の**基層・中位官僚**である。

そもそも**中国とは官僚社会**であるといっても過言ではあるまい。中国では長らく官僚となるのが社会実現の最高手段であり、官位を持つ者は故郷の地域社会で輿望を担った。しかも、清朝後期(1850年~1912年)とは**基層や中位の官僚が激増した時期**であった。太平天国(1850年~1864年)をはじめとして各地に反清勢力が決起すると、清朝は軍費等調達のために**捐納と呼ばれる売官制度**を実施、また**保挙と呼ばれる人員推薦も多数おこなわれた**ため、任官すなわち「補」されるのを「候(ま)」つ、いわゆる「**候補官僚**」が増加することとなった。そして彼らは正職として国初以来の職務をおこなうほか、委員として数多の新規事業を担うこととなった。中央官僚は日々拡大する隣接業務のほか外交など新たな分野の運営に携わった。地方官僚もまた近代化事業や商業振興、通行税をはじめとする各種税金の徴収といった新事業を通じ、濃密にまた多方面にわたって地域社会へと分け入った。そして彼らは中国国内の近代化を遂行、辛亥革命にも柔軟に対応し勤務を続けた。言わば、**彼らこそが中国の近代の結節点**である。にもかかわらず、研究史は一部の有名な高級官僚に注目するのみで、**基層・中級官僚の実態は長らく曖昧なまま留め置かれた**。

このうち地方官僚の増加や勤務形態の変容については、1950年代の近藤秀樹より以降、岩井茂樹、伍躍らにより既に日本語により概略が示され、近年では中国でも一定の成果を見ることができるようになった。ただし、彼らはおおむね中央と地方大との対立関係を描き、地方**基層官僚は大官に随従するのみであったとする**。そして地方大官の権限のみが伸張り、「**督撫専権**」といった様相を呈したと結論づけた。これは一部の有力な**総督・巡撫の『文集』のみが簡便に閲覧できたことと異なり、多数の基層・中位官僚が栄達せず、特殊に残された彼ら自身による少々の記録のほか彼らの貧窮した生活を興味本位に記録する雑記ばかりが伝来した結果でもあった**。いわば研究が集中する地方大官にくらべ、**地方基層中位官僚とは従来に顔の見えない詳細不明な存在だった**のである。そして中央官僚となれば清朝全時代にわたって研究も少なく、**実態解明は等閑に付されることにもなった**。

また、組織は必ず腐敗するため、**綱紀肅正**が求められる。官僚にとってはそれが人事査定であり、また不正への処罰であった。じっさい、現在の中国・習近平政権も成立以来すでに五年にわたって**官僚の綱紀肅正・腐敗撲滅**を標榜し、実に多くの官僚を処罰している。過去と現在を対比的に相互参照すれば、中国社会の特徴を炙り出すことも可能であろう。しかし、**官僚社会維持に必須なこの査定・処罰に関する研究はあまりに少ない**。そもそも官僚の大多数を占める**基層・中級官僚への研究が存在しない**のであるから当然である。ここには、研究における無関心、そして資料的制約が挙げられるだろう。

### 2. 研究の目的

本研究は、前項目に詳述した研究背景を踏まえ、中国近代なかでも清朝後期(1850年~1912年)を中心とした**基層・中級官僚の動態**を分析するものである。すでに述べたように、この時期には**官僚数が増加の一途をたどった**。ここで発生した**官僚増加そのものは、国初より存在する捐納(売官制度)や保挙(推薦制度)からいわば内発的に現われたものである**。すなわち、この時期を研究することにより、「**伝統社会**」における**官僚社会から連続する最終形を明らかにすることができよう**。清朝最末期には**科举制や捐納の廃止、近代的学校制度の導入**といった改革が行われたが、**現職官僚を罷免して交替を促すものではなく、また“文化的再生産”を行う母体に急激な変化が訪れたわけでもなかったため、緩やかにその様態を変化させていくのみであった**。しかも多くの中央や地方の大官たちが辛亥革命をむかえ政治の舞台から消え去ったのに対し、**基層・中級官僚たちは辛亥革命にも柔軟に対応し勤務を継続した**。言わば、**彼らこそが中国の近代の結節点**なのである。すなわち、彼ら**官僚の制度や動態の研究とは、国制からみた近代と見なせるのである**。

それにもかかわらず、**問題関心や資料環境により、研究史の上で彼らの実態は長らく曖昧であった**。そこで以下を目標に、その解明を目指したのである。

- (1) 基層・中級官僚の人事情報の収集・整理、官営・民営新聞資料との対照・分析
- (2) 上記の成果を官僚データベースとして作成、彼らの勤務形態や縁故形成を解明
- (3) 変容する官僚社会の動態を多様な角度から分析するための更なる方法論の獲得

### 3. 研究の方法

「研究の目的」のうち**官営・民営新聞資料との対照・分析**であるが、昨今の出版事情は驚くべきもので、明朝以来の伝統がある中央の動静記事集成『京報』が『邸抄』(全120冊、北京図書館出版社、2004年4月)として出版され、また従来に搜索すら困難であった各種官営新聞(官報)が姜亜沙編『清末官報彙編』(全78冊、全国図書館文献縮微複製中心、2006年9月)で簡単に閲覧できるようになった。ほか著名な新聞として1872年創刊の『申報』(全400冊、上海書店出版社、1987年10月)、『大公報』(全164冊、人民出版社、1983年)、『盛京時報』(全141冊、瀋陽古籍出版社、1985年2月)、『順天時報』(全140冊、天津古籍出版社、2014年8月)、『北洋

官報』(全 89 冊、天津古籍出版社、2014 年 12 月)と大部の新聞が出版された。また 1881 年創刊の短命新聞『甬報』や陝西省の官報『秦報』などが姜亜沙編『晚清珍稀期刊彙編』(全 40 冊、全国図書館文献縮微複製中心、2009 年 6 月)および同『続編』(全 40 冊、同中心、2010 年 7 月)に収録された。

これら新聞は、『申報』など比較的閲覧が容易なものを中心に、従来より社会史、農業史や教育史の分野で利用されてきたが、官僚機構への分析には全くといってよいほど利用されてこなかった。しかし例えば『申報』は当時関心が高かった官庁の動静を記事として伝えるほか、人事や法令について北京で発表された『京報』を転載、またほぼ毎日「蘇省撫轅事宜」「浙省撫轅事宜」といった形で大官の動向を報道している。

しかし、ここで何より問題となったのが資料の購入および中国渡航への費用である。

〔甲・資料購買〕上記のうち『邸抄』『申報』『晚清珍稀期刊彙編』はみな以前の研究助成を通して入手することができた。ただし、官僚の動向をさらに詳細に伝える大部の『国家図書館蔵北洋官報』(全 89 冊、天津古籍出版社、2014 年 12 月)は、未だに日本のどの図書館も収蔵していない。本『北洋官報』は後に大総統となった袁世凱が清朝の官僚を務めていた折に発行した日刊の官報で、官僚査定はもとより、各公的機関の運営状況から選挙や教育そして水道電線鉄道の敷設など様々な方面の資料の宝庫となっている。

〔乙・中国渡航への費用〕本研究のためには、上記のような各種新聞のほか、実際に査定を行った官僚の日記や文集、また査定対象となった当人の日記や文集を分析せねばならない。しかし近代中国の資料は各地に散在しており、なお未刊の資料も多い。そのため国内外各地へ渡航のうえ資料を閲覧したのである。

以上のような従来にない新資料を調査整理しつつ「研究の目的」項に挙げた目標の充足を行ったのである。

#### 4. 研究成果

こうして解明しえた結論を一部ながら紹介しよう。第一に地方官僚について述べる。中央は地方行政の状況把握と候補官僚の整理を目指し、総督や巡撫といった地方大官もまた中央の命令を利用しながら下僚の状況把握および人心掌握を試み、地方基層中位官僚たちはかりそめの公平性のなかで栄達を願っていた。いわば、各層がそれぞれに譲歩と妥協を行い、変容する官僚社会を維持していたのである。そのなかで総督や巡撫は確かに絶対的な決裁権を持ちながらも、頻々と転入・転出を繰り返した。それに対し、基層中位官僚たちは長年それぞれの地方に勤務し各実務に通暁したため、往々にして現場を知り得ない地方大官を自説に誘導もしたのであった。第二に中央官僚について述べる。中央行政機構の指導層にあたる尚書や侍郎は地方の総督や巡撫と同様に短い間の転入・転出を行った。それに対しやはり基層中位官僚は長期に留任し原案を起草するため、彼らが「稿を擬して進呈すれば(指導層は)筆を動かして地位に基づき署名するのみ」(胡思敬『国聞備乗』巻一「部務」)であった。そのような関係性のなか、上位者は権威を保つためにも人事を通して官僚の綱紀肅正につとめ、時には「懲一儆百」(一罰百戒)の処断にも訴えたのであった。とはいえ歴史時代の査定厳格化・官僚処断は必ずしも長期的恒常的なものではなかった。なおそれに対し現在すすむ綱紀肅正では、国内各地の時間的距離の短縮や技術発展により、広範囲かつ稠密に行われつつあるように見える。その背後には歴史との相似と差異が垣間見えるものともなっている。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

バトル、水盛涼一、中国における標語宣伝と出版活動 軍への学習・教育と人事査定を中心に、経営情報研究、査読無、2019、pp.1-20

〔学会発表〕(計 3 件)

水盛涼一、晩清時代滿族的統治思想 以歴史意識與官員制度為中心、江南史研究工作坊「宇宙・礼教・學術」、2018

水盛涼一、晩清中央官員及其實態 以『同官録』『履歴清冊』旗人官僚為中心、第八屆中國古文獻與傳統文化國際學術研討會、2017

水盛涼一、近現代中国における標語宣伝と出版活動 軍事組織に対する思想教育と人事査定を中心に、東北史学会 2017 年度大会、2017

〔図書〕(計 2 件)

上田信編水盛涼一ほか著、清水書院、『悪の歴史』東アジア編【下】南・東南編、2018、469 (なおそのうち「林則徐」(pp.212-223)および「袁世凱」(pp.334-346)を担当)

中國社會科學院近代史研究所政治史研究室・西北民族大學歷史文化學院編水盛涼一ほか著、社會科學文獻出版社、清末新政與邊疆新政、2018、768 (なおそのうち「袁世凱與地方統治・官員教育 以法政學堂與日本人教習為中心」(pp.538-557)を担当)

〔産業財産権〕  
出願状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：  
ローマ字氏名：  
所属研究機関名：  
部局名：  
職名：  
研究者番号（8桁）：

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：  
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。